

A校時(50分)	校 時 表	B校時(45分)
8:25	予 鈴	8:25
8:25	朝 読 書	8:25
8:40	朝 学 活	8:40
8:45	1 限	8:45
9:35		9:30
9:45	2 限	9:40
10:35		10:25
10:45	3 限	10:35
11:35		11:20
11:45	4 限	11:30
12:35	昼 食	12:15
12:50		12:30
13:10	予 鈴	12:50
13:15	5 限	12:55
14:05		13:40
14:15	6 限	13:50
15:05		14:35
15:10	終 学 活	14:40
15:20		14:50
15:20	清 掃	14:50
15:35		15:05

## 西京極中学校校歌

## 校 歌

作詞  
舛山六太  
作曲  
福澤昌彦

1. せい う んはつら つ わー きーおこーる  
2. せい ちょう のそらー は おー おーらかーに

みや このにしー の がー く えんー に  
ひろ がるみどり の がー く えんー に

しん り をもと め いそ しむわれー ら  
にー ジ をえが い て き た え まわ れー ら

ただ し く あ か く むー つー ま じー く  
うた ご え り い し く たー くー ま しー く

ほこ り に い きー る に しき ょう ごく ちゅう が つ こ  
き ぼう う に も えー る に しき ょう ごく ちゅう が つ こ

1. 青雲激刺湧き起くる

都の西の学園に

真理を求めていそしむ我ら

正しく明るく睦まじく

誇りに生きる西京極中学校

2. 清澄の空はおおらかに

広がる緑の学園に

虹を描いて鍛える我ら

歌声凜々 たくましく

希望に燃える西京極中学校

## 生徒会規約

### 第1章 名称

第1条 この会は、京都市立西京極中学校生徒会という。

### 第2章 会員・顧問

第2条 この会は、西京極中学校の生徒全員を会員とし、教職員を顧問として、指導助言を受ける。

### 第3章 目的

第3条 この会は、次の目的をめざし活動する。

1. 自治活動、創造活動を盛んにし、自主的で自律的な学校集団をつくる。
2. 行動することの楽しさ、創りあげる喜びをみんなの力で生みだす。
3. 差別をなくし、不合理に立ち向かう力を育てる。
4. 明るく健全な学校、学級をつくるために一人ひとりの力を出しきる。

### 第4章 活動内容

第4条 この会は、前章の目的を達成するために、次の活動を行う。

1. 会員の学校内外の生活の健全化と安全のため、自主的に諸規律を定め、それを徹底する。
2. 会員の学習の改善のための諸活動。
3. 部活動に関すること。
4. 会員の生活の文化的向上のための諸活動。
5. 会員の健康保持、増進のための諸活動。
6. 校舎施設の整備と有効な利用のための諸活動。
7. 校内広報活動。
8. 自主的な行事の企画運営。
9. 学校行事の企画運営への参加。
10. その他、前章の目的にそなう活動。

## 第5章 会の権利・義務

第 5 条 この会の会員に与えられた権利と義務は、次のとおりである。

1. 選挙権と被選挙権
2. この規約の公平な適用を受ける権利
3. 諸会議での発言権と発議権
4. 不信任案を提出する権利
5. この規約の理解に努める義務
6. この会のすべての議決を守る義務
7. この会のすべての行事に参加する権利と義務

## 第6章 機関とその任期

第 6 条 この会の活動を企画、執行するために次の機関をおく。

- |           |            |           |        |
|-----------|------------|-----------|--------|
| 1. 本部会役員会 | 2. 評議会     | 3. 各専門委員会 | 4. 学級会 |
| 5. 部活動部長会 | 6. 選挙管理委員会 | 7. 生徒総会   |        |

## 第7章 本部役員会

第 7 条 (構成) この会には、全会員の選挙によって選ばれた次の役員を置く。

会長 1 名 副会長 2 名 書記 2 名 会計 1 名 各種専門委員長 4 名

第 8 条 (会長) 生徒総会、本部役員会、評議会の召集。外部に対して、この会を代表する。

第 9 条 (副会長) 会長を補佐し、会長と共に活動し、会長不在の時は、その任務を代理する。

第 10 条 (書記) 生徒総会、本部役員会、評議会の議事を記録し、この会の書類を保管し広報を行う。

第 11 条 (会計) この会の顧問の会計事務を補佐し、会計報告を行う。

## 第8章 評議会

第 12 条 (構成) 評議会は、本部役員、評議員、各専門委員長で構成し、議長 1 名を置く。

第 13 条 (権限) 評議会は、この会の代行決議機関であり、次のような仕事をする。

1. 生徒会活動の計画の決定
2. 生徒会予算の審議、決定と決算の承認
3. 本会則及び各種規定の制定や改正、修正、廃止の発議
4. 学級から提案された事柄についての審議
5. 会員の生活態度の反省とその改善、向上を図る。
6. 部の設立や解散、廃止の承認
7. 生徒総会の議題の決定

第 14 条 (開会度数) 会長が召集し、定例生徒評議会は、1か月毎に1回開くことを原則とする。

ただし、次の場合は、臨時生徒評議会を開く。

1. 全評議員の 3 分の 2 以上の署名による要求があったとき。
2. 全会員の 10 分の 1 以上の署名による要求があったとき。
3. 生徒会長が必要と認めたとき。
4. 先生から申し出があったとき。

第 15 条 (成立の条件) 評議会は、全評議員の 3 分の 2 の出席で成立し、出席評議員の過半数により議決される。

## 第9章 専門委員会

第16条（種類）専門委員会は、本会の代行執行機関であり、次の委員会を置く。委員長は、全会員の選挙により各1名選出する。

1. 生活委員会
2. 体育委員会
3. 整備保健委員会
4. 文化図書委員会

### 第17条（活動）

1. 生活委員会 規律ある生活習慣を確立し、学校、学級の生活の向上を図るために、種々の案を計画実行、実践する。
2. 体育委員会 体育活動を盛んにするために、種々の案を計画、実行する。
3. 整備保健委員会 校内整備、美化推進のために、種々の案を計画、実行する。保健行事に協力し、日常の保健活動を積極的に推し進め、生徒の健康生活実践の推進に努める。
4. 文化図書委員会 学校生活を高める行事や文化活動を計画、実行する。学校図書館の運営、管理に参加し、全校生徒の読書生活を推進させるための活動をする。

### 第18条（役員）各専門委員会は、次の役員を置く。

1. 委員長はその委員会を代表し、定例生徒総会で、所属する専門委員会の経過報告を行う。  
委員長は学級の専門委員を兼ねることはできない。
2. 副委員長（委員の互選により1名）は委員長を補佐し、委員長に支障のあるときは、その代理をする。

### 第19条（開会度数）各専門委員会は、各専門委員長が召集する。定例専門委員会は、月1回を原則とする。

ただし、委員長及び顧問が必要と認めた場合は、臨時専門委員会を開く。

### 第20条 各専門委員会で決定された事項は、本部役員会を通して、生徒評議会の承認を得てから実施される。 ただし、緊急の場合は、あとから承認を得てもよい。

## 第10章 学級会

第21条（構成）学級会は、学級の生徒全員で構成する。

第22条（活動）学級は、すべての生徒会活動の母体であり、学級の集団的な力をつけるため次の活動を行う。

1. 学習を高めるための活動
2. 学級の規律を自主的に決めて守る
3. 自主的な学級行事の企画運営
4. 学級会の自治活動の討議と実践
5. この会への提案
6. この会からの提案に対する討議と実践
7. 生徒会行事への積極的参加

第23条（評議員）学級会は、次の評議員と専門委員を4月と11月に選出する。

1. 評議員 男女各1名
2. 生活委員 男女各1名
3. 体育委員 男女各1名
4. 整備保健委員 男女各1名
5. 文化図書委員 男女各1名

## 第11章 部活動部長会

第24条（構成）部長会は、部長の全員で構成する。

第25条（目的）部長会は、次のことを目的とする。

1. 部活動の自主的・民主的活動を徹底する。
2. 部活動の活発化をはかる。
3. 部相互間の調整をはかる。

第26条（活動）部長会は、次の活動を行う。

1. 部共通の規律を決めて、徹底する。
2. 各部の活動を点検し、必要があれば、特定の部の問題を討議する。
3. 部の間に起こった問題の処理を行う。

## 第12章 選挙管理委員会

第27条（構成と定数）選挙管理委員会は、前期評議員が兼ねる。

第28条（活動）選挙管理委員は、本部役員及び、専門委員長選出のための選挙を準備運営する。

第29条（選挙管理委員長）選挙管理委員長は、3年前期評議員の中から1名選出する。

## 第13章 会計

第30条 本会の経営は、生徒会費によってまかなわれる。

第31条（予算と決算）生徒会予算ならびに決算は顧問の助言と指導のもとに会計はこれを作成し、各専門委員長、各部長、評議会の審議を経た後、生徒総会の承認を得る。

第32条 本会の会計年度は4月1日から3月31日までとする。

第33条（会計報告）次の場合、会計は会計報告を行う。

1. 定例生徒総会
2. 執行機関が止まった場合
3. 生徒評議会が要求した場合

## 第14章 生徒総会

第34条（権限）生徒総会はこの会の最高議決機関である。

第35条（成立の要件）総会は会員全員の3分の2以上の出席で成立する。

第36条（決定権）総会は次の決定権を持つ。

1. この会の年度活動方針
2. この会の予算
3. この会の予算の承認

第37条（議決）総会の議決は、規約の改正については、3分の2以上、その他の議案については、出席した会員の過半数の賛成による。承認された事項は、その次の日から、それを実施できる。

第38条（定期総会）定期総会は、原則として、毎年度1回開く。

## 第15章 議事

第39条 特に定められた会議以外の会議は、原則として、全構成員の3分の2以上の出席によって成立し、出席者の過半数により議決される。

## 第16章 改正

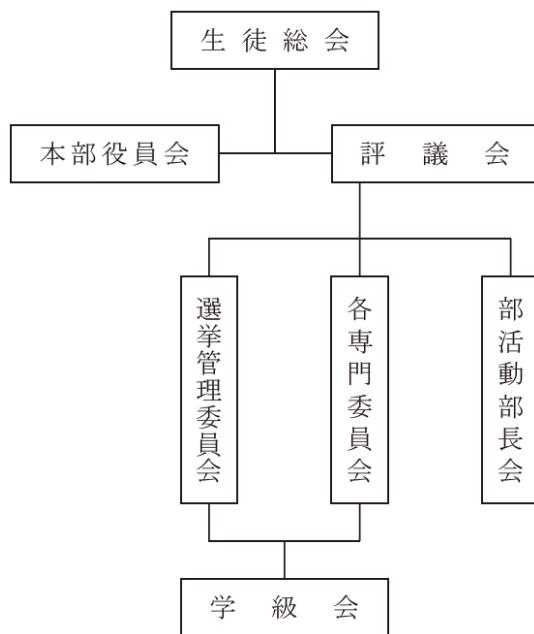
第40条 この会則の改正は、評議会の審議を得て生徒総会の3分の2以上の賛成を得なければ、これを変更することができない。

## 第17章 付則

第41条 この規約は昭和56年4月1日から発効する。

- ・安全委員会は1989年11月廃止
- ・「室長・副室長」は1990年11月に「学級委員」に改正
- ・文化委員会は1990年11月に創設
- ・専門委員長公選制は1999年11月より実施
- ・第12章選挙管理委員会についての条項を変更し、2001年4月より実施
- ・「学級委員」は2002年6月に「評議員」に改正
- ・「整備委員」「保健委員」は2022年11月に「整備保健委員」に改正
- ・「図書委員」「文化委員」は2022年11月に「文化図書委員」に改正

## 西京極中生徒会組織図



## 選挙規則

第1条 (選挙権及び被選挙権) 全会員は、すべての選挙について選挙権及び被選挙権を持つ。ただし、選挙管理委員は被選挙権を持たない。

第2条 (選挙期日) 每年9~10月

第3条 (告示) 選挙の告示は、選挙管理委員会が選挙当日より10日以前に行う。本部役員の補欠選挙は、これを行うべき理由の生じた日より20日以内に行う。

第4条 (立候補届出書) 立候補者は次に掲げる事項を記載し、届出書を提出する。

1. 候補者の名前、所属学級
2. 保護者名前（自筆）

第 5 条（候補者名簿の作成と配布） 各候補者の役員名、学年、組、名前を記した候補者名簿を作成し、全会員に配布しなければならない。

第 6 条（当選） 有効投票の最多数を得た者をもって、当選者とする。ただし、立候補者が 1 名の場合 信任投票数が有効投票の過半数以上であれば当選とする。

第 7 条（選挙運動）

1. 期日 届出の翌日から、立会演説会の前日までとする。

2. ポスター 1 候補につき 3 枚で選挙管理委員会が支給する。生徒会印のあるものに限り、校内所定の場所に貼る。

第 8 条（リコール） 本部役員及び専門委員長に対するリコールは次の場合に成立する。

1. 全会員の 4 分の 1 以上の署名による要求で発議する。

2. 全会員の有効投票の過半数の賛成で成立する。

付則

・選挙期日は 1990 年 11 月に「毎年 11 月」に改正

・2001 年 11 月にすいせん書の添付と連署の廃止

・2012 年 11 月 応援弁士の廃止

・選挙期日は 2017 年 1 月に「毎年 9 ~ 10 月」に改正

## 生徒心得

西京極中学校生徒は活気あふれる学校生活と自分自身の発展向上のため、互いに協力し、よりよい学校生活ができるように努力しよう。※詳細は「西京極中学校の生活」を参照（年度当初に配布、HP にも掲載）

### （1）登校下校

1. 8 時から 8 時 25 分までに登校し、放課後はできるだけ早く下校する。一般生徒の下校は 16 時とし、部活動生徒については部活動規定に従う。

2. 登下校の際は教室の黒板や学校の掲示板の連絡を見落とさないようにする。

3. 登下校の途中は交通規則を守り安全に留意する。（自転車通学は禁止）

### （2）昼食・休憩

1. 昼食時間は自分の教室から出ない。

2. 危険な遊びをしない。

3. ボールの使用は昼休みのみで、それ以外は使用しない。

### （3）外出

登校後から下校時まで外出は原則として禁止。

### （4）服装・頭髪（身だしなみ）

本校生徒は次の学校指定の標準服を着用する。

○上着：ブレザー（濃紺）

○スラックスまたはスカート

○マーク入りポロシャツ

○セーター・ベスト（希望者）

1. 冬服使用時、気候に応じて防寒具は着用してもよいが、原則校舎内では着用しない。
2. 靴は華美でない運動靴。体育の時間も使うので運動に適したもの。
3. 靴下は華美でないもの（ルーズソックスは禁止）。
4. 化粧、マニキュア等はしない。
5. 頭髪については脱色もしくは染色、加工などをしない。整髪料も認めない。

#### (5) 持ち物

1. 金銭、貴重品、スマートフォン、時計等の不要品は持ってこない。  
ただし、行事等で許可された場合はよい。
2. 友だち同士で物の貸し借りや売買をしない。
3. 各自の持ち物には学年・組・名前を記入しておく。

#### (6) その他

学校生活において、けがや事故がおきた時は速やかに先生に連絡し、必要な手続きをとる。

### ガラスその他の器物を破損したときの事後処理

ガラスその他の器物を破損した場合は、必ず次の処理をする。

1. 近くにいる先生に報告し、ともに破損箇所及び周辺の後始末を行う。
2. 担任の先生に破損状況、けがの有無を報告する。特別教室その他、直接担任の管理外の施設のガラス破損のときは、その教室や施設の管理の先生にも連絡する。
3. 弁償を要しない場合。教科学習、学級活動、クラブ活動、学校行事活動中、指導や指示事項を守っていたにもかかわらず破損した場合。

○教育活動時間中にあっても、指導や指示事項を無視したり、故意に守らなかった場合は、弁償を要することがある。

## 部活動規定

### I. 部

- (1) 文化・体育部は、文化的活動、身体活動を通じて心身の望ましい発達を目指す。西京極中学校生徒によって構成する。
- (2) 部は次の要件を満たした時に設置することができる。
  - ① 顧問となる教員がいる。
  - ② 活動の場が確保されている。
  - ③ 積極的に活動しようとする生徒がいる。
- (3) 年度当初、新たに部を設置しようとする時には、上記（3）の要件を満たした上で、職員会議の承認を経て同好会として発足し、活動を開始できる。
- (4) 部活動が運営上困難な状態になった場合、職員会議の承認を経て休部とする。
- (5) 休部となっている部の存続については、職員会議で審議し、廃部が決定されれば、次年度からの部員募集は行わない。

## 2. 部 員

- (1) 入部は自由意思による1種目とする。入退部は担任及び顧問の許可を必要とする。
- (2) 顧問は部員の生活、行動などによって必要とあれば退部させることができる。
- (3) 部長は部員の互選によって選出され、顧問が認証する。
- (4) 部長は顧問の指示に従って部の諸活動をリードして部の中心となる。

## 3. 活 動

- (1) 活動は顧問の認めた計画にもとづいて行う。
- (2) 活動は心身の状態を考え規律正しく節度を守って行う。
- (3) 活動場所、器械器具の使用後は、整理、整頓に努める。
- (4) 活動場所の時間の割り当ては、顧問会議の決定による。
- (5) 活動を休む場合は、顧問または部長に届ける。
- (6) 活動時間は平日は2時間程度、休日は3時間程度を原則とする。
- (7) 活動は、清掃終了後、下記の時間の間で行う。

期間	終了	完全下校
1年を通じて	16:45	17:00

- (8) 土日、祝日及び休暇中の活動は顧問の指導を必要とする。
- (9) 休祝日・休業中の活動時間は、原則午前8時30分から午後5時までとする。
- (10) 部の活動停止日は、原則次の通りとする。
  - ① 入学式・卒業式の前日及び当日
  - ② 始業式・着任式の当日
  - ③ 体育祭の前日及び当日
  - ④ 文化祭の当日
  - ⑤ 定期テスト1週間前より最終日を除くテスト期間中まで
  - ⑥ 宿泊を伴う校外学習日の前日
  - ⑦ 校外学習日
  - ⑧ 右京支部授業研修会、校内の一斉研究授業日
  - ⑨ 夏季休業中の学校閉鎖日及び冬季休業中の学校閉鎖日
  - ⑩ その他、職員会議等で部活動停止を定めた日
- (11) 公式戦及びコンクール・発表会が上記(10)と重なるときは、顧問の直接指導のもと時間・人数などを配慮し、活動を認める。
- (12) 休養日は、土日のいずれか1日、平日1日の週2日以上の休養日を設けること。学校行事やテスト前等で部活動停止の日がほかにある週は、その日を平日1日の休養日として充てることができる。長期休業中の平日1日の休養日は各部で設定することとする。
- (13) 校外での活動の際、移動は徒歩または公共交通機関、貸し切りバスなどを利用すること。自家用車やレンタルしたマイクロバス等、教職員や保護者が運転する車で生徒を移動させてはならない。
- (14) 部費を徴収する場合は、必ず年度ごとに保護者に対して会計報告を行う。

## 体育・文化部一覧

体育部	文化部
バレー	理科
ソフトボール	美術
卓球	音楽
野球	放送
サッカー	家庭科
陸上	
バドミントン	
柔道	
バスケット	
ラグビー	

## 届け・願いについて

1. 欠席・遅刻・早退のときは、連絡システムまたは電話連絡にて知らせる。
2. 親族死亡のため欠席する場合は上記の方法で連絡し、忌引きの取り扱いをうける。

父母（養父母を含む）	7日
おじ、おば	2日
祖父母（外祖父母を含む）	3日
兄弟姉妹	3日
いとこ、おい、めい、	1日

- ① 死亡の当日より適用する。
- ② 死亡者が遠距離でも旅程日数は加算しない。
- ③ 保護者または後見人が父母でない場合も父母に準ずる。
3. 住所変更の場合は、必ず担任に届け出る。
4. JR運賃割引証が必要なときは担任を通じて係の先生に申し出る。

## 保健室利用について

保健室は、病院へ行くまでの必要のない範囲の応急手当をするところである。

1. できるだけ休み時間に利用すること。利用する場合は、職員室で保健室利用カードをもらってから利用する。
2. 授業中に利用した場合は、保健室より「保健室連絡カード」を渡すので、必ず教科の先生か担任の先生に「保健室連絡カード」を提出する。
3. 保健室で休養できる時間は、原則として1時間以内である。
4. 内服液（飲み薬）は渡さない。
5. 家庭でがをした場合は、家庭で手当をする。
6. 保健室に先生がいない場合は、必ず職員室へ行くこと。

## 台風に対する非常措置について

○登校時に台風が接近し京都市に「暴風警報」が発令させるおそれのある時（テレビ・ラジオにおいては「京都南部」または「京都・亀岡」と報道される場合があります）は報道に注意します。

○「暴風警報」が解除されるまでは自宅待機

- ・午前 7 時までに解除 ・・・・・・平常授業
- ・午前 9 時までに解除 ・・・・・・3 校時から始業
- ・午前 11 時までに解除 ・・・・・・5 校時から始業
- ・午前 11 時現在、警報発令中 ・・・臨時休業

## 特別警報に対する非常措置について

○「特別警報」が解除されるまでは自宅待機

- ・午前 0 時までに解除 ・・・・・・5 校時から始業
- ・午前 0 時現在、警報発令中 ・・・臨時休業

## 地震に対する非常措置について

○震度 5 弱以上の地震が発生した際は、次の日が臨時休業になります。

- ・下校後、深夜 0 時までに発生 ・・・翌日を臨時休業
- ・深夜 0 時以降、登校までに発生 ・・・当日を臨時休業

## 子どものための電話相談窓口

いじめ相談 24 時間ホットライン TEL (075) 351-7834

子どもの「いじめ」に関するなやみの相談電話です。

24 時間いつでも、お話をしたいときに気軽にお電話してください。

こども専用ハートライン TEL (075) 213-1100

なやみごと、困りごとなど、子どものための相談電話です。

〈相談できる日時〉 10:00～ 20:30

（土・日、第 2・4 水曜日は 16:30 まで）（祝日・年末年始はお休み）